

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：運転免許課申請の場合 ～ 1日 警察署申請の場合 ～ 14日
申 請 先：山口県公安委員会申請書は、山口県警察本部運転免許課又は 住所地を管轄する警察署交通課の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：